

シャープが製造・販売しているプラズマクラスター機能を搭載した掃除機について、表示説明していた内容の効果が得られないとし、景品表示法違反であり、再発防止を求める措置命令が消費者庁より出されました。これを受け、各新聞記事、テレビニュース、ネット記事などが広く報道しておりますので、資料としてまとめました。

## シャープに措置命令、掃除機広告に不当表示

(日本テレビ系)

消費者庁は28日、大手電機メーカー「シャープ」に対し、掃除機の広告に記された性能がなかったとして、景品表示法違反で再発防止を命じる措置命令を行った。

対象となったのは、イオンを発生させる「プラズマクラスター」を搭載した掃除機の広告。消費者庁によると、シャープは10年10月から今年4月にかけて、カタログやウェブサイトでダニアレルギーの原因物質を分解・除去するなど表示していたが、消費者庁が実験したところ、室内で使用した際には、表示のような性能はなかったという。

シャープは「表現はすでに削除しており、現在、措置命令の内容を確認している」と話している。

## プラズマクラスター掃除機の広告で景品表示法違反、消費者庁が再発防止命令

消費者庁は28日、シャープが販売している掃除機「プラズマクラスター掃除機」シリーズについて、広告に掲載していた表示に景品表示法に違反する内容があったと発表。同社に対し、再発防止命令を行なった。

指摘を受けたのは、シャープが2010年から販売しているサイクロン式掃除機「プラズマクラスター掃除機」シリーズにおける、広告やカタログ、自社ウェブサイトの表現。これらの掃除機では、空気の排出口付近から同社独自のイオン「プラズマクラスターイオン」を放出する機能を備えており、カタログなどではこの機能によって、室内の空気中に浮遊するダニ由来のアレルギーの原因となる物質を分解・除去する効果があると表現されていた。しかし消費者庁によれば、実際にはそのような性能を有するものではなかったという。

問題となった具体的な表示内容は、「プラズマクラスターだからできることがあります。掃除機の中も、お部屋の中も、清潔・快適。」、「ダニのふん・死がいの浮遊アレル物質のタンパク質を分解・除去」など。表示期間は、2010年10月頃から2012年4月までの間。対象となる製品はEC-AX120、EC-PX120、EC-VX220、EC-AX200、EC-PX200、EC-VX300、EC-WX300。

消費者庁では、これらの表示が一般消費者に対して、実際のものよりも著しく優良であると示し、景品表示法に違反するものと判断。シャープに対して、再発防止策を講じて役員及び従業員に周知を徹底すること、今後は同様の表示を行なわないことを命じている。

シャープではこれを受け、自社ホームページにてユーザーに対し謝罪文を掲載した。指摘を受けた表示については、10月中に修正を行なったという。また今後は、すべての広告表示について法令を遵守するよう再

徹底し、社内のチェック体制も強化して、再発防止に努めるとしている。

シャープでは一方で、今回指摘を受けたのはカタログの表示に関するもので、プラズマクラスターイオンの性能や、対象となる掃除機以外のプラズマクラスターの効果・効能については問題にされていないとしている。

## シャープ掃除機、不当表示 「ダニのふん除去」うたう (朝日新聞デジタル)

カタログなどで空気中のアレルギー原因物質を取り除く機能をうたうシャープ製の電気掃除機について、消費者庁は28日、実際の使用では効果が認められないとして、景品表示法違反(優良誤認)で同社に再発防止などを命じた。

対象は、シャープが「プラズマクラスター」と呼ぶイオン発生装置を組み込んだ掃除機。消費者庁によると、同社は2010年秋から今年春にかけて、カタログやウェブサイトで「ダニのふん、死骸の浮遊アレル物質のたんぱく質を分解・除去」などと表示したが、同庁が室内使用を想定した試験を外部の機関で行ったところ、空気中のアレルギー原因物質の量に特段の差はみられなかったという。

「1立方メートルのボックス内での実験」といった断り書きも小さくあったが、消費者庁は、イラストを含めた全体の印象から、室内で使った場合の性能と消費者が誤認してしまう表示だと判断した。

これに対し、シャープは「消費者に誤解を与える表現になっていた」と謝罪のコメントを出した。すでに表現は修正したという。

一方、「プラズマクラスターの性能自体の問題ではない」として、プラズマクラスターを搭載したほかの製品について、表現などの修正はしないとしている。

(全てネット記事より抜粋)

モーター駆動で  
ブラシを回転  
パワーヘッドタイプ

# EC-VX300

オープン価格

小さな運転音でパワフル&コンパクト。  
使うほどに満足できるハイグレードサイクロン。

吸込仕事率※a  
450w～約90w

消費電力  
1,000w～約300w

運転音  
低運転音化 53dB※b

ion  
Plasmacluster  
※a  
プラズマクラスター 7000

Eco  
エコ技

アイドリングストップ  
ECO

※a※b  
紙パックを使わない  
サイクロン方式

カラーバリエーション

拡大

-P(ピンク系・メタリックピンク)

+ 製品拡大

+ ヘッド拡大

-S(シルバー系・ライトシルバー)

拡大

2012年11月28日 シャープ公式HP

消費者庁による不当表示防止法に基づく措置命令について

SHARP

ホームに戻る

▶ サイトマップ

▶ Global

検索

GO

シャープについて

製品情報

シャープについて

サポート・お問い合わせ

法人のお客様へ

会社情報

投資家情報

社会環境活動

採用情報

ニュースリリース

ホーム > シャープについて > ニュースリリース > 弊社掃除機のカatalog表示等に関する措置命令についてのお詫びとお知らせ

ニュースリリース

▶ ニュースリリースの検索はこちら

News Release

2012年11月28日

## 弊社掃除機のカatalog表示等に関する措置命令についての

### お詫びとお知らせ

弊社は本日、消費者庁から、弊社が供給した電気掃除機(以下「掃除機」)に係る広告の一部が、不当景品類及び不当表示防止法(以下「景表法」)第4条第1項第1号に違反するとして、同法第6条に基づき措置命令を受けました。

対象となる掃除機をご利用頂いているお客様をはじめ、株主の皆様、お取引先様、その他関係者の皆様にご迷惑をおかけすることになりましたことを、お詫び申し上げます。

措置命令を受けるに至った原因は、弊社掃除機(対象機種: EC-AX120 / PX120 / VX220 / AX200 / PX200 / VX300 / WX300)に係る広告表現です。プラズマクラスターの効果の訴求が、掃除機の実使用において、部屋全体に同等の効果があるように消費者の皆様にご誤解を与える表現になっていたことによるものです。

今般のご指摘は、弊社掃除機の性能についてのCatalog等での表示に関するものであり、プラズマクラスターの性能自体の問題ではありません。また、対象となる掃除機以外の弊社のプラズマクラスター搭載製品の性能について、問題とされているものではありません。

プラズマクラスターの効果・効能は、これまで国内外の22の第三者機関で実証頂いております。

なお、ご指摘を受けた表示については、2012年10月末までに修正済みです。

弊社は、今回の措置命令を真摯に受け止め、全ての広告表示について法令等の指針を遵守するよう再徹底すると共に、社内のチェック体制を強化し、再発防止に努めて参ります。

## 1. 認定された事実

掃除機(対象機種: EC-AX120 / PX120 / VX220 / AX200 / PX200 / VX300 / WX300)に係る広告において、「掃除機内部で浄化したクリーン排気にのせて高濃度 7000『プラズマクラスター』を室内に放出。床と一緒に部屋の空気まできれいにします。」、「ダニのふん・死がいの浮遊アレル物質のタンパク質を分解・除去」、「約 15 分で 91%作用を低減します。(1m<sup>3</sup> ボックス内での実験結果)」等の記載を表示していました。

これらの表示について消費者庁から、「これらの掃除機は、その排気口付近から放出されるイオンによって掃除機を使用した室内の空気中に浮遊するダニ由来のアレルギーの原因となる物質を、アレルギーの原因とならない物質に分解又は除去する性能を有するものではなかった」との理由で、上記各表示は、景表法に違反する行為(同法第 4 条第 1 項第 1 号<優良誤認表示>に該当)にあたるとの認定が行われました。

## 2. 命令の内容

- (1) 上記 1.を、あらかじめ消費者庁長官の承認する方法にて、一般消費者に周知徹底すること
- (2) 今後、当該掃除機又はこれと同種の商品の取引に関し、同様の表示がなされないよう必要な措置を講じて役員・従業員に周知徹底すること
- (3) 今後、当該掃除機又はこれと同種の商品の取引に関し、同様の表示をしないこと
- (4) (1)(2)の措置を採った旨を速やかに消費者庁に文書にて報告すること

## 3. 本件に関するお客様からのお問い合わせ先

シャープ株式会社 お客様相談センター

受付電話番号:フリーダイヤル ☎ 0120-840-167

受付時間:月曜～土曜 9:00～18:00

日曜・祝日 9:00～17:00 \* 年末年始を除く

以上

## プラスマクラスター掃除機

# 性能表示で誤認

# シャープを処分

消費者庁

空気中のアレルギー原因物質を取り除く効果をうたう電気掃除機の性能がカタログの説明通りではなかったとして、消費者庁は28日、シャープに対し、景品表示法違反(優良誤認)で再発防止などを命じた。

対象は、シャープが「プラスマクラスター」と呼ぶイオン発生装置を組み込んだ掃除機。消費者庁によると、同社は2010年秋から今年春にかけて、カタログやウェブサイトで「ダニのふん、死骸の浮遊アレル

物質のたんばく質を分解・除去」などと表示したが、同庁が外部の機関に依頼して試験したところ、室内で使った場合、そうした性能は確認できなかった。

「1立方メートルのボックス内での実験」といった断り書きも小さくあったが、消費者庁は、全体の印象から、室内で使った場合の性能と消費者が誤認してしまう表示だと判断した。

シャープ広報室は「内容を精査していて、コメントできない」としている。